

# インターネットには、危険がいっぱい

携帯電話には、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上で人と人とのつながりを構築できるサービスです。例 LINE、Facebook、Twitter 等)、動画視聴、ゲームなど様々なコンテンツがあり、その便利さからスマートフォンを手離せなくなっている子どもたちが増えています。

それに伴い、子どもたちが犯罪の被害に遭う危険性が高まっています。

具体的な危険として、

- ◆ SNS で裸の画像を送信させられた
- ◆ SNS で知り合った人に会いに行き、誘拐された、わいせつな行為をされた
- ◆ 身に覚えのない高額な料金を請求された

等があります。



## 《 行方警察署からのお願い 》

お子さんやお孫さんが使っている携帯電話にフィルタリング(閲覧制限)をかけてください。設定は、アプリのダウンロード等で簡単にできます。

また、こまめに携帯電話の利用状況の確認も必要です。

## ✓ SNS 犯罪被害予防チェック表 ✓

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない
- 個人を特定される情報を書き込まない
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない
- 利用料金や利用時間を決める
- 困ったことがあれば、すぐに保護者に相談する



QRコード



## ひばりくん防犯メールに登録を!!!

ひばりくん防犯メールは、身近な犯罪から身を守るために必要な情報を随時発信しています!

- ①指定されたアドレスへ空メールを送信
- ②返信メールに従って手続きするだけ

登録用メールアドレス [add@mail1.police.pref.ibaraki.jp](mailto:add@mail1.police.pref.ibaraki.jp)



## 防災対応型エリア放送 **52** チャンネル

### なめがたエリアテレビ電波拡張のお知らせ

現在、行方市が進めている防災対応型エリア放送「なめがたエリアテレビ」については、微弱な電波での許可のため、防風林等の遮蔽（しゃへい）物により、ご家庭での受信に格差が生じており、大変ご迷惑をお掛けしています。

市では、これらに対処するため、送信アンテナ置局箇所の増設や放送波の出力増強工事について、所管官庁（総務省）と協議を進めながら、順次対応しているところです。

令和元年度において、送信アンテナ置局 20 箇所を増設し、視聴可能エリアが拡張しましたのでお知らせいたします。

つきましては、送信アンテナの置局箇所図及び一覧をご確認いただき、**現在視聴できていないご家庭で、今回の視聴可能エリア（送信アンテナから半径 1 km 程度の範囲）にお住まいのご家庭においては、お手数でもチャンネルスキャンをお試しくださるようお願いいたします。**

※チャンネルスキャンの方法はこちらから

[https://www.city.namegata.ibaraki.jp/areaTV/pdf/guide\\_201911.pdf](https://www.city.namegata.ibaraki.jp/areaTV/pdf/guide_201911.pdf)



また、**7月より順次、チャンネル設定補助及び視聴啓発に向けて、職員等による世帯訪問を進めていきます**のでご協力をお願いいたします。※職員等は身分証明書を携行しています。

なお、電波拡張エリアであっても、**チャンネルスキャンの結果、受信できない場合は、市負担による専用アンテナ設置等の工事を実施しますので、お手数でも情報政策課までご連絡ください。**

なめがたエリアテレビに係るチャンネル設定やアンテナ設置工事に対して、行方市が市民の皆さんから、原則金銭的なご負担をいただくことはありません。

※ただし、ご家庭のアンテナが特殊な配線をしている場合やご家庭内の配線が老朽化等により対応できない場合等は除きます。

【問い合わせ】 情報政策課（麻生庁舎）

お問い合わせ専用

フリーダイヤル 0120-72-0818

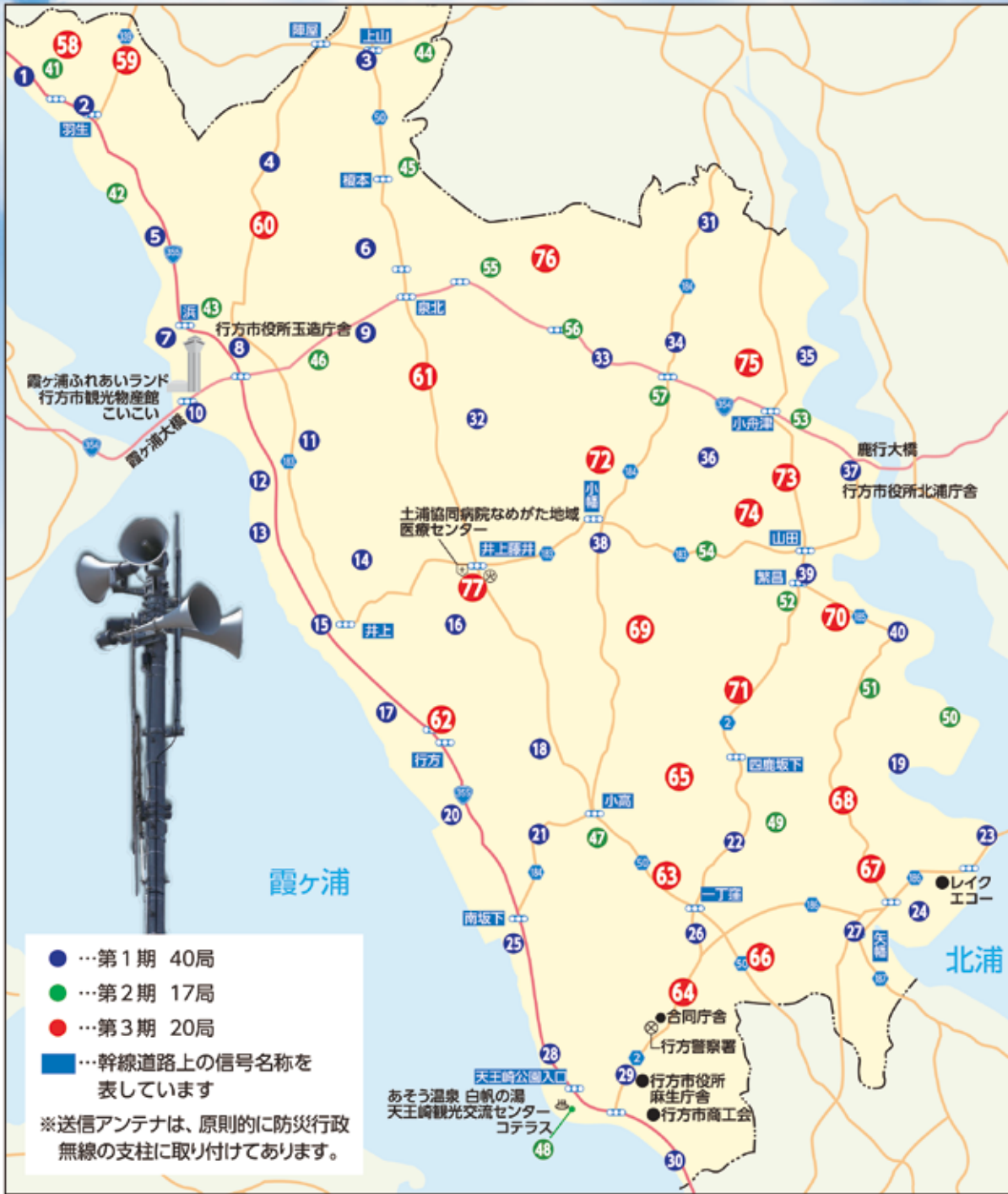
メールアドレス name-tv@city.namegata.lg.jp

笑顔を守る 未来を繋ぐ

**11**ネ!

なめがたエリアテレビ

# 送信アンテナの置局箇所



No.	局名	No.	局名	No.	局名	No.	局名	No.	局名	No.	局名	No.	局名	
1	沖洲 4	11	新宿	21	小高 2	31	長野江 3	41	沖洲 3	51	籠田 2	58	沖洲 2	
2	羽生 3	12	船津	22	青沼 1	32	行戸 7	42	八木蒔 3	52	繁昌 3	59	羽生 4 ※	
3	上山 2	13	新田 2	23	白浜 1	33	次木 2	43	谷島	53	山田 6	60	若海 2	
4	捻木 3	14	西蓮寺 3	24	宇崎 2	34	内宿 2	44	上山 3	54	北高岡 2	61	小座山 2	
5	八木蒔 4	15	井上 1	25	島並 3	35	三和 2	45	中山 2	55	小貫 4	62	於下 3	
6	緑が丘 2	16	藤井 2	26	麻生 11	36	山田 9	46	諸井	56	小貫 9	63	小高 6	
7	浜 2	17	五町田	27	矢幡 1	37	北浦庁舎	47	南 3	57	両宿	64	麻生 9	
8	玉造庁舎	18	井貝 4	28	麻生 13	38	小幡 11	48	古宿			65	四鹿 2 ※	
9	泉	19	新宮 2	29	麻生庁舎	39	繁昌 2	49	青沼 3			66	石神 7 ※	
10	高須 1	20	於下 2	30	富田 2	40	吉川 2	50	天掛			67	岡 2	
													77	医療センター

※右の※は、7月末頃開通予定です。

## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
水戸南年金事務所 ☎029-227-3278  
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」（☎0570-003-004）またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の現況届について

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要となります。提出いただいた現況届により、所得状況および現に対象者が在宅で養育または介護されているかなどの受給資格を確認します。

なお、現況届が提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

- ▶**提出日時** 8月3日（月）～8月28日（金）午前8時30分～午後5時15分  
※土曜・日曜・祝日を除く
- ▶**提出先** 社会福祉課（玉造庁舎）、総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

## 人権擁護委員による 特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。相談はすべて無料です。

- ▶**問い合わせ** 水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000
- ▶**特設人権相談**

【麻生】8月18日（火）麻生公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時  
【玉造】8月19日（水）玉造公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時  
【北浦】8月20日（木）北浦公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時



# 国民健康保険税のお知らせ

【問い合わせ】 税務課市民税グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

## ◎新型コロナウイルスの影響により収入が減少した等による減免

世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等で減免の対象になる場合があります。7月中旬発送の納税通知書にチラシを同封しますのでご一読いただき、減免の対象と見込める場合はご相談ください。

## ◎保険税額

国保加入者全員の①医療保険分、②後期高齢者支援金分、③介護保険分を合計して計算します。また、それぞれに上限（限度額）が設けられています。

税負担の公平性の確保のため税率が改正となります。そのほか、国の制度改正により①医療保険分と③介護保険分の賦課限度額が前年と比べてそれぞれ引き上げられました。

	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分
	0歳～74歳まで		40歳～64歳まで
所得割	(前年の総所得金額－33万円) × 6.7%	(前年の総所得金額－33万円) × 2.1%	(前年の総所得金額－33万円) × 1.9%
均等割	24,000円 / 1人	7,000円 / 1人	16,000円 / 1人
平等割	26,000円 / 1世帯	8,000円 / 1世帯	0円 / 1世帯
限度額	630,000円	190,000円	170,000円

## ◎所得による軽減制度 ～軽減制度が拡充されます～

世帯主と国保加入者の前年中の所得額の合計（対象所得※1）が一定額以下のとき、保険税のうち「均等割」と「平等割」の一部を軽減します。国の制度改正により、本年度から5割、2割の軽減対象となる所得基準額が引き上げられます。

### 改正後の軽減の内容

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	対象所得※1が、33万円以下の世帯	改正なし
5割軽減	対象所得※1が、33万円＋（28万円×加入者数）以下の世帯	対象所得※1が、33万円＋（28万5千円×加入者数）以下の世帯
2割軽減	対象所得※1が、33万円＋（51万円×加入者数）以下の世帯	対象所得※1が、33万円＋（52万円×加入者数）以下の世帯

対象所得※1：世帯主と国保加入者の前年中の所得金額の合計

## 軽減には確定申告（住民税申告）が必要です

この軽減制度に申請手続きは不要です。基準に該当する世帯は自動的に軽減されます。

ただし、世帯の国保加入者の中に未申告の方がいる場合は軽減が適用されません。また、高額療養費の自己負担限度額の負担区分にも影響を及ぼします。

収入がなくても必ず申告をしましょう。

## 簡易申告

- ・令和2年1月2日以降に新規入国した外国籍の方
- ・令和2年1月1日現在に海外に居住していた方

※令和元年中に日本で収入のあった方は、給与明細等の収入が確認できるものがあればお持ちください。

## 後期高齢者医療のお知らせ

【問い合わせ】 国保年金課医療グループ（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

8月1日に「被保険者証」、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

現在お使いの「被保険者証」、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日までの有効期限となっています。

新しい「被保険者証」（エンジ色）は、7月中旬に簡易書留にて郵送しますので、お受け取りをお願いします。

また「限度額適用認定証」（水色）または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）をお持ちの方で、引き続き交付対象となる方については「被保険者証」とあわせて郵送します。

なお、有効期限を経過した「被保険者証」等は、お近くの市役所窓口までご返却いただくか、ご自身にて処分をお願いします。

※「限度額適用認定証」（水色）は、住民税課税所得145万円以上の被保険者の方がいる場合に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）は、被保険者が属する世帯の全員が住民税非課税である場合に交付対象となります。



新しい被保険者証はエンジ色です

### 令和2年度保険料の決定通知書および納付書を送付します

特別徴収（年金からの天引き）の該当にならない方は、7月中旬に郵送される納付書にて、保険料を納付していただくこととなります。

決定通知書が届きましたら、必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、各納期限までに納付をお願いします（口座振替をお申し込みの方は、納期限日に振替させていただきますので、残高のご確認をお願いします）。

また、特別徴収（年金からの天引き）による保険料の納付がある方については、8月中旬に決定通知書を郵送します。

#### ○保険料率の改定

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり決定されました。

**均等割額** 46,000円 (6,500円増)

**所得割率** 8.50% (0.50%増)

(参考) 平成30・令和元年度  
均等割額 39,500円  
所得割率 8.00%

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加していましたが、茨城県後期高齢者広域連合では保有する基金を取り崩すことで8年間（平成24年度～令和元年度）、保険料を据え置くことができました。しかし、令和元年度で基金が底をつくため、令和2・3年度の医療給付費を保険料で賄えるよう保険料率を改定しました（保険料は、医療機関へ支払う医療給付費のおよそ1割分に充てられています）。

保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。



## ○保険料の納め方

※**普通徴収**による納付は、納め忘れがなく、手間が省ける**口座振替**が便利です。

お手続きの方法は2種類あり、市内にある金融機関が口座振替の対象です。

- ①**依頼書**による方法：市内にある金融機関の本店・支店の窓口でお申し込みいただけます。口座振替をする方の**預貯金通帳**および**届け印**を金融機関にご持参ください。
- ②**ペイジー**による方法：金融機関の**キャッシュカード**にてお申し込みいただく方法です。市役所窓口へ**キャッシュカード**と**身分証明書**をご持参いただければ、その場で申し込みが完了します。

※**特別徴収**による納付は、申請することで**普通徴収（口座振替のみ）**に変更することができます。

- ・金融機関での口座振替の申し込み後、市役所窓口で徴収方法変更の申請手続きをしてください。
- ・口座振替をした方の**社会保険料控除**に適用でき、**世帯全体**でみたときの**住民税・所得税の負担額**が少なくなる場合があります（**口座名義人が被保険者本人**の場合は、**住民税・所得税の負担額**は変わりません）。

※**被保険者が関係書類等の受け取りが困難な場合は、送付先を変更することができます。**

- ・被保険者本人以外の**住所地**に郵送することができます。後期高齢者医療担当窓口にて**送付先の変更**手続きをしてください（**届出人の身分を証明するもの・印鑑**が必要です）。

## 新型コロナウイルス感染症による後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の（1）または（2）に該当された場合には、後期高齢者医療被保険者の保険料が減免となる場合があります。

- （1）新型コロナウイルス感染症により、申請者の世帯の主たる生計維持者（以下、世帯主といいます）が死亡または**重篤な傷病**を負った方

◇**減免額** 同一世帯に属する被保険者の**保険料額の全部**

※**重篤な傷病**とは、1カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を指します。

- （2）新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の**事業収入等**（**事業収入、不動産収入、山林収入**または**給与収入**）の減少が見込まれ、次の①から③までの**全て**に該当する場合

① 世帯主の**事業収入等**のいずれかの**収入**（**保険金、損害賠償等**により**補填**されるべき金額を足した額）が令和元年中の10分の3以上減少見込みであること（**昨年**の7割以下の収入になる見込みであること）

② 世帯主の令和元年中の**所得の合計額**が1000万円以下であること

③ ①に該当する**所得以外**の、令和元年中の**所得の合計額**が400万円以下であること

◇**減免額** 同一世帯に属する被保険者の**保険料の一部**

懲戒解雇や離転職による**収入減**など、**収入減少**が新型コロナウイルス感染症以外だと**明らか**な場合は対象になりません。詳しくは、**国保年金課**までお問い合わせください。

## 介護保険のお知らせ

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

### 介護保険料（年額）は、8月に通知します

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。  
 確定した保険料額と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を8月上旬に送付します。

(年額)	(仮徴収)	(本徴収・以降の納期に振り分け)						
確定した 令和2年度保険料額	<table border="1"> <tr> <td>特別徴収</td> <td>4・6・8月</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>第1・2期</td> </tr> </table>	特別徴収	4・6・8月	普通徴収	第1・2期	<table border="1"> <tr> <td>10・12・2月の3回</td> </tr> <tr> <td>第3・4・5・6期の4回</td> </tr> </table>	10・12・2月の3回	第3・4・5・6期の4回
特別徴収	4・6・8月							
普通徴収	第1・2期							
10・12・2月の3回								
第3・4・5・6期の4回								

### 保険料の納め方

#### ●特別徴収（年金からの天引き）

65歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額18万円（月額15,000円）以上受けている方・2カ月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます（老齢福祉年金からは天引きされません）。

#### ●普通徴収（納付書、口座振替による納付）

特別徴収にならない方

- ・年度の途中で65歳になられた方や転入の方または年金が年額18万円（月額15,000円）未満の方など
- ・納付書により、市役所または市が定める金融機関等で納めてください。納付の手間が省ける口座振替が便利です。

#### ●年度中に65歳となられた方や転入の方で、年金を年額18万円以上受けている方

- ・当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます（年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収となります）。

※新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告期間が延長されたことで、介護保険料の算定根拠時期に必要な所得内容が参照できなかったため、特別徴収（年金天引き）が中止となる方、増減が大きくなる方、普通徴収（納付書での納付）が必要になる方がいらっしゃいます。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

◎世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等で減免の対象になる場合があります。8月中旬発送の介護保険料納入通知書にお知らせを同封しますので、ご一読いただき、減免の対象と見込める場合はご相談ください。減免には申請手続きが必要です。

### 普通徴収の納期限（令和2年度）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月30日（木）	6月30日（火）	8月31日（月）	11月2日（月）	12月25日（金）	3月1日（月）

※保険料を滞納していると、地方税の滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担（通常は費用の1割または2割（特に所得の高い方は3割））などの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	介護費用をいったん全額自己負担しなければサービスが受けられないようになります（申請により後から介護保険給付分が戻ってきます）。
1年6カ月以上滞納	一時的に給付の一部または全部を差し止められます。
2年以上滞納	未納期間に応じて自己負担が引き上げられたり（通常1割および2割の方は3割に、通常3割の方は4割に）、高額介護サービス費が受けられなくなります。



## 65歳以上の方の保険料（第1号被保険者）

介護保険料は、基準額をもとに9段階の区分で保険料を計算します。基準額は月額5,600円です。市の介護サービスなどにかかる費用全体の23%を、65歳以上の方の保険料でまかないます。



所得段階	対象者	料率	年額 (月額目安)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.3	20,160円 (1,680円)
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	0.5	33,600円 (2,800円)
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.7	47,040円 (3,920円)
第4段階	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.95	63,840円 (5,320円)
第5段階 【基準額】	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	67,200円 (5,600円)
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	84,000円 (7,000円)
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.35	90,720円 (7,560円)
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	100,800円 (8,400円)
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.70	114,240円 (9,520円)

※月額の保険料は目安であり、年間保険料を1/12にしたものです（納付期限・納付方法により金額が増減することがあります）。

※1 世帯…原則として4月1日現在の住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・年齢到達日現在の世帯となります。

※2 合計所得金額…前年の収入金額から必要経費等に相当する額を控除した金額。ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を適用します。さらに、第1段階から第5段階の合計所得金額は、公的年金から生じる雑所得を控除します。

※3 課税年金収入額…税法上課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

### ●第1段階から第3段階の保険料軽減について

令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、第1段階から第3段階の保険料について、消費税による公費を投入した負担軽減を行います。なお、令和元年度の消費税増税となる期間は、10月からの半年間になることから、軽減幅も半分になる保険料額を設定しています。

- ・第1段階年間保険料額は、25,200円から20,160円に軽減
- ・第2段階年間保険料額は、42,000円から33,600円に軽減
- ・第3段階年間保険料額は、48,720円から47,040円に軽減

### ◆介護保険負担割合証（白色）が更新になります

要介護・要支援認定を受けている方や事業対象者の方に交付され、サービスを利用するときに介護保険の保険証と一緒に提示していただく「介護保険負担割合証」（白色）の令和2年8月1日以降適用分が、**後日郵送されます（申請手続き不要）**。

### ◆介護保険負担限度額認定証（白色）が更新になります

所得の低い方が施設サービスを受けるときに居住費と食費の自己負担額が上限額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、**7月31日までの有効期限**となっていますので、令和2年8月1日以降分につきましては、**あらためて申請手続きが必要**になります。

## 医療福祉費支給制度からのお知らせ

【問い合わせ】 こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

### 医療福祉費支給制度（通称：マル福）とは

対象となる方が、健康保険証を使って医療機関などにかかったときに支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。ひとり親家庭・重度心身障害の受給者に対して、毎年7月1日に受給者証の更新を行っています。

#### 【7月1日に更新対象となる方】

##### ◇ひとり親家庭

次のいずれかの要件に該当する方

- ・配偶者のいない方で、(1)～(3)の児童を監護している方とその児童（各年齢の3月31日まで）
  - (1) 18歳未満の児童
  - (2) 20歳未満の障害児
  - (3) 20歳未満の高校在学者
- ・配偶者が長期にわたり労働能力を失っている重度心身障害者である方とその児童
- ・父母のいない児童

##### ◇重度心身障害者

次のいずれかの要件に該当する方

- ・身体障害者手帳1級、2級または内部障害3級
- ・療育手帳の判定がAまたはA
- ・身体障害手帳3級かつ知能指数が50以下
- ・特別児童扶養手当支給対象の児童（1級）
- ・障害年金受給者（1級）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）

※65歳以上の方は上記要件に加え、後期高齢者医療制度への加入が要件となります。

#### 【マル福の有効期間についての変更】

##### ◇重度心身障害者

従来	変更後
翌年6月30日まで	障害認定の有効期間まで

有効期間が更新され、マル福該当となりましたら新しい有効期間の受給者証を発行します。

##### ◇在留期間を定められている方

従来	変更後
翌年6月30日まで	在留期間まで

在留期間が更新され、マル福該当となりましたら新しい有効期間の受給者証を発行します。

## 里親を必要としている子どもたちがいます

### あなたも里親になりませんか

里親制度とは・・・

里親制度は、さまざまな事情により家庭で生活できないお子さんを、里親さんの家庭において、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育していただく制度の事です。茨城県では、子どもたちの健やかな成長のために、里親制度を積極的に推進しており、里親になっていただける方を広く募集しています。

里親に関心がある方はご連絡ください。

【問い合わせ】 児童養護施設 内原和敬寮 里親リクレーター ☎029-291-3770



## 水稻農薬空中散布を実施します

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

行方市農作物病害虫防除対策協議会では、水稻の病害虫防除を図るため、無人ヘリコプターによる農薬散布を下記のとおり実施します。

早朝より騒音等でご迷惑をおかけしますが、危被害防止にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ▶**日程** 麻生地区 7月16日（木）、17日（金）  
玉造地区 7月22日（水）、23日（木）  
北浦地区 7月27日（月）

※雨天、強風、濃霧等の天候不順の場合は、防災無線により、順延または遅延のお知らせをします。

※農薬散布は、通勤・通学の方や付近の自動車等に対し、安全確認しながら、十分注意して作業を実施します。

- ▶**時間** 午前4時～午前11時（予定）
- ▶**使用薬剤** ビームクラップジョーカー（殺虫・殺菌混合剤）
- ▶**注意事項** 散布当日、次のことにご協力くださいますようお願いいたします。
  - ①水田付近に車等を駐車している方は、別の場所へ移動してください。
  - ②洗濯物は、散布終了後に干してください。
  - ③水田付近のハウスは、前日に閉めてください。



## 農業用廃プラスチック回収のお知らせ

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

使用済みの農業用廃プラスチックは、各個人が適正に処理することが法律により定められています。

本市では「行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会」を設置し、農業用廃プラスチックの回収を実施しています。

### ▶収集できるもの

- ・農業用塩化ビニール（農ビ）
- ・農業用ポリエチレン（農ポリ） ※例 ハウス等被覆用ポリ、マルチフィルム、ポリコンテナ、水稻育苗箱、肥料袋等
- ・その他粗悪品 ※例 あぜなみ、不織布（パオパオ等）、マイカ線、ブルーシート、農業空き容器等

### ▶搬入の際の注意事項

- ・きちんと分別しましょう。ものによっては回収できず持ち帰っていただく場合があります。
- ・木片、金属片などの異物を取り除きましょう。処分機械の破損の原因となります。
- ・飛散防止に努めましょう。つづら折りにし、同じ材質のひもでしばってください。  
※カンレイシャ、遮光ネット、防虫・防風ネット等は1m×1mに切ってから搬入すること。
- ・著しいヤケ等によりリサイクルできない場合は「その他粗悪品」扱いになります。
- ・緑色マルチフィルムは、令和3年度から「その他粗悪品」扱いになります。
- ・3t車以上での搬入はご遠慮ください。

その他ご不明な点がございましたらご連絡ください。速やかな回収のため、皆さまのご協力をお願いします。

- ▶**日程、場所、処理費については、6月市報に折り込みのチラシをご参照ください。**

### 行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送 (i-FM) (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

### エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

#### ■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

#### ■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

# 市税 保険料

## のお知らせ

### 今月の税金等

- 固定資産税 第2期
- 国民健康保険税 第1期
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収） 第1期  
納付期限（口座振替日）は7月31日です。

## 地方税共通納税システム（eLTAX）のご案内

事業主のみなさまを対象に令和元年10月1日から地方税共通納税システムがスタートしました。

「地方税共通納税システム」とは、地方税の納付を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからeLTAX（地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム）を通じて、簡単に行うことができるシステムです。

### 【地方税共通納税システムのメリット】

- ・全地方公共団体へ電子納税ができます
- ・ダイレクト納付ができます（事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法。代理人に依頼して納税することもできます）
- ・金融機関窓口等へ行く必要がなくなります（行方市指定の金融機関に限りません）
- ・複数の地方公共団体への一括納付により納付事務の負担が軽減されます
- ・手数料は無料です

### 【対象税目】

- 法人市民税 ●市・県民税（特別徴収分、退職所得分）

### 【問い合わせ】

初めて利用する場合は、事前に利用の届け出が必要となります。詳しい内容や手続きについては、eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。また、ご不明な点は、以下にお問い合わせください。

#### ▶ eLTAXのご利用に関する問い合わせ

eLTAX ヘルプデスク ☎ 0570-081459 ※左記の電話番号でつながらない場合 ☎ 03-5500-7010  
受付時間 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

## 口座振替収納サービス


市税・保険料のお支払いには、口座振替をご利用ください。

### 行方市役所窓口 でのお申込み

〈必要なもの〉

- ・キャッシュカード
- ・身分証明書

15日までのお申し込みで  
当月末納期限分より開始



### 金融機関窓口 でのお申込み

〈必要なもの〉

- ・預金通帳
- ・印鑑（お届け印）
- ・納税通知書

お申込日の  
翌月末納期限分より開始

●利用可能な金融機関

- ・常陽銀行 ・筑波銀行
- ・水戸信用金庫 ・佐原信用金庫
- ・ゆうちょ銀行 ・なめがたしおさい農協


●申込用紙は、市内の上記金融機関に用意してあります

※振替日に口座残高が不足していた場合は、振替できません。  
納付書で納付いただくことになります。なお、納期後の再振替は行いません。

遠方にお住まいの方  
金融機関に来店・行方市役所に来庁  
できない方には、申込用紙を送付します  
お気軽にお問い合わせください

【取扱種別】（普通徴収のみ）

- ・市税 ・国民健康保険税
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料



【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

令和元年度 市税徴収率 99.52%